

県民意見公募手続に関する指針

(目的)

第1 この指針は、県民意見の公募手続に関し基本的な事項を定めることにより、県民の県政への積極的で幅広い参加の機会を確保するとともに、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を目的とする。

(定義)

第2 この指針において「県民意見公募手続」とは、県の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表して県民の意見を募集し、提出された意見を考慮して当該立案に係る意思決定を行うとともに、県民の意見に対する県の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この指針において「実施機関」とは、知事及びその他の県民意見公募手続を実施する県の機関をいう。

(対象)

第3 県民意見公募手続の対象は、次の各号に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の策定若しくは制定、改定若しくは改正又は廃止とする。ただし、計画等の改定又は改正で軽微なものその他実施機関が公募手続を要しないと判断したものを除く。

- (1) 県の基本構想及び県政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (2) 県政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び料金の徴収に関するものを除く。）
- (4) 広く県民の公共の用に供される大規模施設の建設に係る事業計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本手続が必要であると実施機関が認めるもの

(公募時期及び公表資料)

第4 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ、適当と認める時期に計画等の案を公表し、広く県民から意見を募集するものとする。

2 本手続は、立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。

3 実施機関は、計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料のうちから必要と認めるものを併せて公表するものとする。

- (1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定に当たっては、上位計画の概要

ウ その他必要な資料

- (4) 当該計画等を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議又は検討に付した場合には、当該審議又は検討の概要がわかる資料

（公表の方法）

第5 実施機関は、公表しようとする計画等の案及び第4の3の各号に掲げる資料（以下「案等」という。）を県のホームページに掲載するとともに、当該実施機関の事務所、行政情報センター又は関係現地機関等必要と認める場所に備え置き公表するものとする。ただし、公表する内容が相当量に及ぶ場合、県のホームページの掲載については、計画等の案の概要及び案等の公表方法を掲載することをもって代えることができる。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じ、次に掲げる方法などを活用して当該計画等の案等について県民への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 広報紙等への掲載
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) テレビ、ラジオ等による広報
- (4) 県報への掲載

（意見の募集）

第6 実施機関は、意見の募集期間及び意見の提出方法を定め、当該計画等の案等を公表し意見を募集する際に明示するものとする。

2 意見の募集期間は、原則として30日以上とし、県民が計画等の案についての意見を提出するために要する期間等を考慮して実施機関が定めるものとする。やむをえない理由等により30日以上意見募集期間を定めない場合においても、2週間以上の期間を確保するよう努めるものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールその他の実施機関が定める方法とする。

4 意見の提出に際して記載を求める事項は、県民の氏名、住所等連絡先その他の実施機関が定める事項とし、個人情報の記載を求める場合にあっては、当該個人情報を他の目的に利用しない旨を、県民の氏名等の記載を必ずしも求めない場合にあっては、その旨を明示するものとする。

5 実施機関は、当該計画等の案等についての意見を提出した県民の氏名、名称その他の提出者が特定されることとなる情報を公表する場合には、当該計画等の案等を公表し意見を募集する際に明示するものとする。

（意見の取扱い及び公表）

第7 実施機関は、第6の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定等を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定等をしたときは、提出された意見又は意見の概要及びこれらに対する県の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができるものとする。
- 3 提出された意見及び情報のうち、公表することにより県民の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

(他の制度等との調整)

第8 計画等の立案に関し公聴会の付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合及び附属機関等において計画等の案に関しこの指針に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき実施機関が計画等を策定する場合は、この指針は適用しない。

(一覧の作成)

第9 実施機関は、この指針による手続を行っている計画等の一覧を作成し、県のホームページに掲載するとともに、行政情報センターに備え付けるものとする。

2 前項の計画等の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画等の名称
- (2) 計画等の案等の公表日
- (3) 意見の募集期間
- (4) 計画等の案等の閲覧等の方法及び問合せ先

(その他)

第10 この指針に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成20年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 この指針の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、この指針に類する手続を経たものについては、この指針の規定は適用しない。